

## 1. 令和3年度協会けんぽ保険料率改定

全国健康保険協会管掌健康保険(以下、協会けんぽといいます)の被保険者の保険料率が、3月分(4月納付分)から改定されました。協会けんぽの保険料率は、平成21年から都道府県ごとに異なるものとなっています。都道府県ごとの保険料率を見ると、保険料率の最も高い都道府県は佐賀県の10.68%、最も低い都道府県は新潟県の9.50%で、据え置きは富山県のみとなっています。東京都と近隣県の新しい保険料率は、別表をご覧ください。

加入事業所の約8割が中小企業である協会けんぽの財政は、新型コロナウイルス感染症の影響をはじめ、景気変動の影響を受けやすい構造にあります。また、医療費の伸びが賃金の伸びを上回る赤字構造に加え、高齢者医療制度への拠出金が今後も増大することを踏まえると財政状況はさらに厳しさを増していきます。協会けんぽは、こうしたことから保険料率について中長期的な観点から設定することとしており、保険財政の安定を図っています。なお、健康保険の保険料率の改定に加えて、40歳以上65歳未満の介護保険の被保険者の保険料率も、1.79%から1.80%に上げられました。介護保険の保険料率は全国一律です。

新健康保険料率	
令和2年度 → 令和3年度	
東京都	9.87% → 9.84%
神奈川県	9.93% → 9.99%
埼玉県	9.81% → 9.80%
千葉県	9.75% → 9.79%

また、令和3年度の雇用保険の保険料率(業種ごとに0.9%~1.2%)、労災保険の保険料率(業種ごとに0.25%~8.8%)については、据え置きで令和2年度から変更はありません。

## 2. 健康診断個人票や定期健康診断結果報告書等について、医師等の押印等が不要となります。

行政手続きの押印廃止の一環であると思いますが、事業者の人事労務管理の一つとして課されている従業員の健康診断関連書類について医師等の押印省略が既に施行されています。インターネットで検索してみると、確かに健康診断個人票及び定期健康診断結果報告書の押印の印字が既にあります。また、健康診断実施後の定期健康診断結果報告書の届出について電子申請が可能ですが、従来は産業医の電子証明書が必要でした。今回の押印省略により、産業医の電子証明書も不要となりました。つまり、届出にあたり自身の電子証明書があれば届出が可能となるわけですが、これには注意が必要であると考えます。例えば、事業者が健康診断を巡回検診として、外部検診機関を利用して実施した場合です。実施後、検診機関によりますが報告書として必要な人数等を教えていただけることを提供してくれるサービスがあります。このサービスを利用し、人数等を電子申請時に入力すると、簡単に電子申請での届出ができてしまうわけですが、従業員の健康管理に関し産業医の役割があることを無視してはいけません。働き方改革、同一労働・同一賃金の法律施行に、労働安全衛生法・労働安全衛生規則の改正も含まれています。いくつかある同法の改正で、今回の視点からお伝えするとすれば、「産業医に労働者の健康管理等に関して必要な情報を提供する」とあります。法第13条第4項関係で定められ、事業者の義務として課されているものです。産業医等に提供が必要な情報として、健康診断実施後に講じた措置などがあげられており、この前提として、従業員の健康診断実施後の産業医への報告は当然ながら必要になります。

従来から行われていた点を忘れずに注意し、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う感染拡大の防止、国が進めるデジタル化の推進など利便性が増していく中でこれからさらに進んでいく機能を有効活用してみたいかがでしょうか。

## 3. 特例の雇用調整助成金の申請期限(原則5月31日まで)

緊急事態宣言等対応特例に係る雇用調整助成金の申請については、令和3年3月31日までの判定基礎期間は5月31日まで、4月1日以降の場合は判定期間末日の翌日から2か月以内となります。

**あおぞら人事・労務サポート**  
特定社会保険労務士  
秋山幸子 (登録NO.13050514)  
三鷹市下連雀 3-38-4  
三鷹産業プラザ 307  
TEL:0422-24-8625  
FAX:0422-24-8605  
E-mail: info@aozora-sr.com  
URL: www.aozora-sr.com

### ● 編集後記 ●

緊急事態宣言が解除となりました。街に人出も回復してくるでしょうが、感染者数の著しい増加にならないことを祈ります。(秋山)



責任編集: 社会保険労務士(武蔵野統括支部メンバー): 秋山・隅谷・安部・酒井・福岡